

# **高松港旅客ターミナルビル広告事業（その2）募集要項**

## **1 施設の概要**

- (1) 名称 高松港旅客ターミナルビル
- (2) 所在 高松市サンポート1-1 (別添所在図参照)
- (3) 利用時間 午前7時から午後10時まで

## **2 募集の内容等**

- (1) 募集  
施設において広告を掲出する広告代理店 1社
- (2) 広告を表示できる期間  
令和8年4月1日～令和11年3月31日
- (3) 掲出可能な広告等  
施設壁面等への広告（ポスター等）の掲出（別添仕様書のとおり）

### **【募集の条件】**

- (1) 広告掲出場所の特定
  - 広告の掲出ができる場所、広告の規格、数量等は、仕様書のとおりとする。
  - 応募に当たっては、広告掲示のために占用しようとする位置及び面積を明らかにする図面を添付すること。
- (2) 占用料及び広告料の見積金額
  - 广告掲出に当たっては、港湾施設の占用許可を受け、表示面積0.7m<sup>2</sup>当たり年額5,150円の港湾施設の占用料（5円未満の端数は5円、5円を超え10円未満の端数を生じた場合はその端数を10円としたもの）を支払う必要がある。したがって、見積額はこの占用料額を超えるものでなければならない。
  - 見積額は、占用料と広告料の合計額とすること。
  - 見積額は年額とする。
- (3) 広告の掲出等
  - 广告掲出に当たっては、県と広告事業に係る契約を締結しなければならない。（別添契約書案を参照）
  - 広告の掲出は、原則として1ヶ月単位とし、複数月の掲出を妨げない。この場合において、広告掲出開始日は広告を掲出する月の初日とし、広告掲出終了日は広告を掲出する月の最終日とする。
  - 壁面へ掲出する広告は、安全が確保される方法で壁面に固定すること。なお、応募に当たっては、広告の壁面への固定方法を明らかにする資料を添付すること。  
(広告枠を設置しようとする場合には、当該広告枠の仕様を示す図面を添付のこと)

と。)

- 揭出する広告の募集は、応募者が行う。
- 広告の掲出、取り外し及び掲出中の広告の維持管理は、応募者の責任において行うものとし、これに必要な経費は応募者の負担とする。
- 広告の掲出期間終了時には原形復旧を行うこと。ただし、県と協議のうえ承認を得た場合はこの限りでない。
- 広告は、その内容等について掲出前に県の審査を受けなければ掲示することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- 掲出した広告は、その内容等を変更することができる。この場合において、変更しようとする広告は、その内容等について変更前に県の審査を受けなければ変更することができない。また、県から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- 令和8年4月からの広告掲出を行うためには、県との広告事業に係る契約締結に先立ち、令和8年2月27日（金）までに広告原稿を提出し、その後、県の審査を受け、承認を受けなければならない。
- 上記のほか、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、高松港港湾施設広告事業実施要領等に従うこと。

### 3 応募資格

- 広告代理業務について、3年以上の営業実績を有する者であること。  
(法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが商業登記事項証明書により確認できること。)
- 香川県の区域内に事業所を有する者であること。
- 香川県の県税、法人税（個人にあっては、所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- 法人にあっては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生手続、再生手続等をしていないこと。
- 法人にあっては、商法（明治32年法律第48号）により会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

### 4 現地説明会

特に実施しない。現地確認を希望する場合には、高速船やフェリーの利用者等に支障のないよう配慮のうえ、各自で確認してかまわない。

### 5 応募手続

- (1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

配布期間：令和8年1月9日（金）から令和8年1月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

配布場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館14階 香川県土木部港湾課

※ なお、募集要項等は県ホームページからも入手できる。

（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/koukoku/koukoku.html>）

## （2）申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間：令和8年1月9日（金）から令和8年1月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

提出場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁本館14階 香川県土木部港湾課

提出物：① 申込書

② 見積書

③ 広告の壁面等への固定方法等を明らかにする書類

④ 過去3年以内に広告代理業務を行ったことを証する書類（契約書写等）

⑤ 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）（応募者が法人の場合）

⑥ 住民票抄本（応募者が個人の場合）

⑦ 納税証明書（下記のA及びB）

A 香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書（香川県指定様式）

（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

（県税事務所又は県民センターにおいて発行）…県税

※ 納税証明書交付請求書は香川県のホームページの「香川県県税のページ」からダウンロードできます。

（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html#etc>）

※ 納税証明書の発行を請求するには、法人の場合は代表者印、個人の方は事業主の印鑑が必要になります。また、受領に当たり、窓口に来られる方の印が必要です。

なお、納税証明書の交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。

B 法人税（応募者が個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書（法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」）（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

（本社・本店の所在地を管轄する税務署において発行）…国税

※ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）

※ 消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書は、免税業者も発行されます。

⑧ その他参考となる書類（会社概要など）

(注) 香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿中、営業種目「34 企画・広告・イベント」又は「38 代理業」に広告代理業務を主たる業務として登録されている者は、上記のうち⑤、⑥及び⑦の書類を省略することができる。

提出方法：持参（郵送及び電送によるものは受け付けない。）

## 6 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- 所定の日時及び場所に応募図書を提出しないとき
- 2以上の応募をしたとき
- 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき
- 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき
- 金額を訂正した見積書を提出したとき
- 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき
- その他、県が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき

## 7 広告取扱業者の決定

### (1) 決定方法

広告の掲示方法等が適当であると認められる応募をした者のうち、県が定める予定価格を上回る広告料の見積金額が最も高額である者を広告取扱業者に選定する。なお、広告料の見積金額が最も高額である者が複数ある場合には、抽選により決定する。

### (2) 結果の発表

応募者に対し文書で通知する。また、決定した広告取扱業者の所在及び名称（広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名）並びに連絡先については、県ホームページ等において公表する。

### (3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、県が指定する日までに、港湾施設の占用許可申請を行い、当該申請に係る許可を受け、かつ、県と広告事業に関する契約を締結しなければ、その資格を失う。

## 8 その他

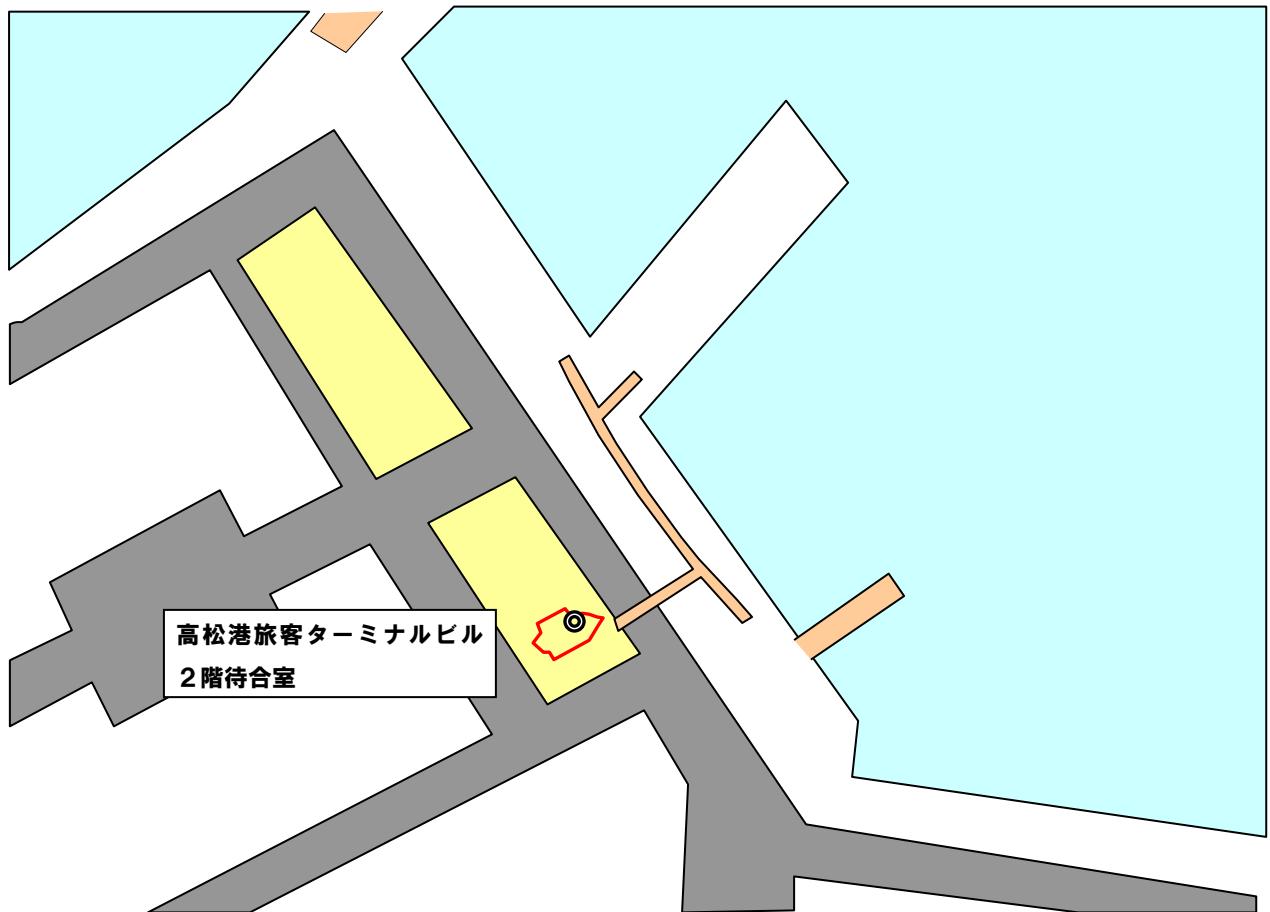
- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、高松港港湾施設広告事業実施要領、契約書(案)等を熟読のうえ、応募すること。
- (2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。

## 9 問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
香川県土木部港湾課 総務・管理グループ 太巻  
・電話 087-832-3549（直通）  
・FAX 087-806-0221  
・電子メールアドレス [kowan@pref.kagawa.lg.jp](mailto:kowan@pref.kagawa.lg.jp)

## 高松港旅客ターミナルビル 広告掲出箇所

### ○ 高松港旅客ターミナルビル所在図



広告掲出場所：高松港旅客ターミナルビル 2階エレベーター乗り場への通路の入口左手壁  
面